

1 新改革プラン策定に関する基本方針

(1) 策定の背景と目的

市立三笠総合病院は、昭和20年（1945年）に三笠町立病院として開設し、その後、昭和32年（1957年）の市制施行により三笠市立病院となりました。以来、「地域住民に信頼される病院を目指す」という理念のもと、より良い病院として医療水準の向上と良質で適切な医療の提供に努めてきました。

平成10年代（2000年代後半）に入ると、公立病院の多くは、不採算医療を担っていること、国の構造改革に伴う診療報酬の引下げや医師不足等の影響によって、医療提供体制の維持が極めて難しく、経営状況が悪化した病院が増えたことから、総務省は、平成19年12月14日付けで「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、持続可能な病院経営の確保を図るため、公立病院改革プランの策定を要請しました。

三笠市においても安定的な医療提供体制を構築し、地域医療を確保するという公立病院の使命と役割を果たすため、「市立三笠総合病院改革プラン」（以下、「前改革プラン」という。）を策定し、平成20年度から経営改革や経営健全化の取り組みを推進してきました。

しかしながら、依然として、医師の地域・診療科偏在等の厳しい環境が続いている一方、人口減少と少子高齢化が急速に進展し、今後の医療需要が大きく変化することも見込まれています。

このため、国は団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を目指して、医療及び介護の総合的な確保を推進するための改革の一環として、「都道府県による地域の将来の医療提供体制に関する構想」（以下、「地域医療構想」という。）の策定をはじめとした医療制度改革を進めており、平成27年3月31日付総務省自治財政局長通知「公立病院改革の推進について（通知）」で示された「新公立病院改革ガイドライン」（以下、「新改革ガイドライン」という。）において、病院事業を設置する地方公共団体に対して、地域医療構想と整合性のとれた「新公立病院改革プラン」の策定を求めています。

これを受け、三笠市においても、今後のあり方や将来像、目指すべき数値目標等について検討したうえで、市立病院に期待される役割を十分に果たせるよう、「市立三笠総合病院新改革プラン」（以下、「新改革プラン」という。）を策定するものです。

(2) 計画期間

新改革プランの計画期間は平成29年度から平成32年度までの4年間とします。